

令和8年度実施 前橋市職員採用試験 「大学等推薦特別選考」実施要項

令和8年3月6日

1 趣旨

この要領は、令和8年度に実施する前橋市職員採用試験において、大学、大学院、高等専門学校又は高等専門学校の専攻科（以下「大学等」という。）からの推薦を受けた者を対象とする特別選考を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象職種等

- (1) 対象職種 土木職（土木事業の計画・設計及び施工管理等の専門的業務）
建築職（建築事業の計画・設計及び施工管理等の専門的業務）
- (2) 採用人数 本市採用試験の案内等にて公表（4月中旬以降）

3 申込要件

- (1) 平成9年4月2日以降に生まれた人
- (2) 「大学等推薦特別選考」実施要項に基づき、在学中の大学等から推薦を受けた者
上記のほかに、次のいずれかに該当する者は申込不可とする。
 - ①日本国籍を有しない者
 - ②地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 前橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）。

4 推薦基準

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす者のうち、大学等の学部長等（※1）（以下「学部長等」という。）が推薦する者

- (1) 「前橋市の求める職員像（※2）」にふさわしい資質と能力を有するとともに、学業成績が優秀であると学部長等が認める者
- (2) 在籍している大学等を令和9年3月31日までに卒業（修了）見込みであって、同年4月1日から前橋市に勤務できると学部長等が認める者
- (3) 大学等の卒業又は修了後に前橋市職員となることを第一志望とする者

※1 大学等の学部長等

大学院における研究科長又は専攻長等、大学における学部長または学科長等、高等専門学校における学科長又はコース長等、高等専門学校専攻科における専攻科長又は専攻長等

※2 前橋市の求める職員像

①信頼に応える職員 ②チャレンジする職員 ③活力あふれる職員

5 推薦の人数

推薦人数は制限しないものとする。

6 申込方法

- (1) 推薦を希望する者は、令和8年4月に公表する本市の採用試験情報を確認し、前橋市職員採用試験「大学等推薦特別選考」エントリーシート（様式1）を作成した上で、必要書類の作成を大学等に依頼する。
- (2) 大学等は、推薦を希望する者を取りまとめ、「4 推薦基準」を満たす者を被推薦者として決定する。また、推薦に必要な前橋市職員採用試験「大学等推薦特別選考」推薦書（様式2）及び成績証明書（大学等で定める様式による。）を被推薦者に交付する。
- (3) 被推薦者は、本市が指定する方法で前橋市職員採用試験「大学等推薦特別選考」に申し込むとともに、申込書類一式を前橋市に提出する。

7 試験日程

次の（1）及び（2）の日程により順次実施する。

(1) 第1次試験

内容：書類選考

時期：4月

(2) 第2次試験

内容：性格検査及び面接試験

時期：5月中旬～下旬

※試験の日程は予定であり、詳細については試験の合格者に対して別途通知する。

8 試験結果の通知

試験の可否については、受験者に通知する。

9 その他

- (1) この要項に記載されていない事項については、令和8年4月に公表する本市の採用試験情報の内容のとおりとする。
- (2) この試験に合格した者であっても、令和9年3月31日に推薦を受けた大学等を卒業又は修了できず、同年4月1日から本市に就業することができない者にあつては、その合格及び採用を取り消す。
- (3) なお、当該選考に関しては、令和8年度当初予算の成立を条件として実施するものとする。